

愛媛県立八幡浜高等学校公用車運行管理業務仕様書

1 目的

愛媛県立八幡浜高等学校の教職員及び生徒が、八幡浜工業高等学校及び川の石高等学校で授業や実習等を行う際の移動手段として、公用車を安全かつ円滑に運行すること。

2 公用車

運行管理者が運転、管理を行う公用車は次のとおりとする。

- (1) 愛媛 _____
- (2) 愛媛 _____
- (3) 愛媛 _____

3 公用車の運行経路

- (1) 愛媛県立八幡浜高等学校から八幡浜工業高等学校までの往復（片道概ね 1.7km）
- (2) 愛媛県立八幡浜高等学校から川の石高等学校までの往復（片道概ね 6.0km）

4 公用車の運行日及び運行時間

前月末までに通知する。

5 公用車の本拠の位置

愛媛県立八幡浜高等学校（八幡浜市松柏丙 654）

6 業務内容

- (1) 公用車の運行
- (2) 公用車の管理及び保管
- (3) その他、甲が必要と認めるもの

7 公用車の運行

- (1) 運行管理者は、29人乗りマイクロバスが運行可能な免許を有し、業務運転の経験を1年以上有し、八幡浜市内の道路事情に精通している者であること。
- (2) 乙は、29人乗りマイクロバスが運行可能な運行管理者の運転免許証（写）を甲に提出すること。
- (3) 運行管理者は、運行に際して、交通ルールを順守し安全走行に努めることはもとより、運行経路、所要時間、道路状況、目的地の乗降場所等を事前に調べたうえで最善の運行計画を立て、業務を遂行すること。また、親切で丁寧な接遇を心掛け、言葉遣いにも十分留意すること。
- (4) 運行管理者が道路事情に精通していない、運転技術が不十分である、誠実に業務を行わない等により円滑に業務を遂行できないと甲が判断した場合には、乙は運行管理者を交替させる措置をとること。

8 公用車の管理及び保管

- (1) 運行管理者は、善良な管理者の注意をもって公用車の管理及び保管を行い、業務以外の目的に使用しないこと。
- (2) 公用車の管理は、運行前点検から運行後点検・清掃終了までとし、運行管理者は常に公用車の清潔を保つこと。
- (3) 運行管理者は、運行の途中で一時停車するときは、公用車から離れないこと。ただし、やむを得ない理由で公用車から離れる場合には、所在を明らかにするとともに、盗難及び損傷の防止のための措置を講じること。
- (4) 運行管理者は、業務終了後直ちに甲が指定した車庫に、公用車を格納保管すること。
- (5) 運行管理者は、常に燃料の残量等を把握し、必要に応じて甲が指定する給油所で給油し、納品書を甲に提出すること。
- (6) 運行管理者は、公用車の修理が必要となった場合、甲が指定する修理業者に対し、公用車の入庫及び出庫を行うこと。

9 アルコールチェックの実施

- (1) 運行管理責任者は、運行管理者に対し、運行前に酒気帯びの有無を確認するため、アルコール検知器を用いたアルコールチェックを実施しなければならない。
- (2) アルコールチェックの結果、酒気帯びが確認された運行管理者には、公用車の運転を禁止すること。
- (3) アルコールチェックの結果は、所定の記録用紙に記載し、これを適切に保存すること。

10 業務の指示・連絡等に関する事項

乙は、運行中の急な変更及び緊急時の運行が必要な場合に対処するため、運行管理者に携帯電話を持たせるなど、連絡体制の整備に努めること。

11 事故等に係る事項

- (1) 業務の履行に伴い事故等が発生した場合、運行管理者は直ちに甲に報告し、かつ最寄の警察署に届け出るとともに、事後の対応及び処理を迅速に行うこと。
- (2) 車両の現状回復等の責任は、運行管理者の故意により公用車が破損した場合は、乙が負い、運行管理者の過失により公用車が破損した場合は、公用車に掛けている保険の適用範囲以内で対応する。ただし、保険の適用範囲を超えて損害が発生した場合は、甲が対処する。なお、公用車を原状回復させるまでの間は、乙は、運行に支障が生じないよう公用車と同等品以上の代車を用意すること。

12 委託料

- (1) 毎月、1運行あたり_____円（消費税及び地方消費税を含む。）に月単位での運行回数を乗じた額を支払うものとする。
- (2) 1運行とは、愛媛県立八幡浜高等学校から八幡浜工業高等学校及び愛媛

県立八幡浜高等学校から川之石高等学校までの生徒及び教職員の移動を目的とした往復であり、生徒や教職員の移動を伴わない移動はこれに含まない。

13 一般事項

- (1) 乙は、この契約を実施するにあたり、善良な管理者の注意義務をもって、業務を実施しなければならない。
- (2) 乙は、業務の実施について、業務に支障をきたさないよう所要の措置を講じなければならない。
- (3) 甲は、運行管理責任者を通じて運行管理者に対して、業務及びその他業務に関連することについて指示・指導をすることができるものとする。
- (4) 運行管理者は、言語、動作に十分注意し、節度ある態度で業務を行うものとする。
- (5) 乙は、本契約の満了又は解除に伴い業務を引き継ぐときは、業務が引き続き円滑に遂行できるよう、適切な引継ぎを行なうこと。